

「労働者に対する胸部エックス線検査の対象のあり方等に関する懇談会」開催要綱

1 目的

平成 18 年 8 月にとりまとめられた「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」報告書において、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査については 40 歳以上を対象とし、40 歳未満については医師の判断により省略可とされた。その上で、見直しの実施にあたっては胸部エックス線検査の労働者の健康管理に対する有効性を評価する必要が示された。

これを踏まえて平成 19 年度に厚生労働科学研究「労働安全衛生法に基づく胸部エックス線検査の労働者の健康管理に対する有効性等の評価に関する調査・研究」が実施され、40 歳未満の胸部エックス線検査のあり方等について一定の結論が得られたが、実施の必要性をさらに検討すべき対象者についても言及された。これらを踏まえて、実施対象者等について更に具体的に検討する安全衛生部長の懇談会を開催する。

2 検討内容

研究報告書を踏まえて労働者に対する胸部エックス線検査の対象のあり方等について必要な検討を行う。

3 その他

- (1) 本懇談会に座長を置き、座長は懇談会の議事を整理する。
- (2) 本懇談会は必要に応じ、別紙参考者以外の有識者の出席を依頼することとする。
- (3) 本懇談会は、原則として公開とすることとし、検討に当たり、特定の個人のプライバシー、企業のノウハウ等に係る個別事案を取り扱う際には非公開とする。
- (4) 本懇談会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。
- (5) 本懇談会は、必要に応じて関係者からヒアリングを行うこととする。